

■ 4条1項11号

不服 2020-3432

<本願商標>

「P l u s - S」(標準文字)

第35類「電子たばこ用充電器の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, スマートフォンの液晶画面保護フィルムの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, スマートフォン用のカバーの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, スマートフォン用のケースの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, タブレットコンピューター用カバーの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 腕時計型携帯情報端末の附属品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, スマートフォン用ストラップの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, スマートフォン用イヤホンジャックの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 電線及びケーブルの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 自撮りレンズの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 自撮り棒(手持ち用一脚)の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, コンピュータの表示画面保護フィルムの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 電池の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 電池用充電器の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」

※補正後の指定役務

<結論>

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

PLUS

引用商標1:

第7類「起動機, 交流電動機及び直流電動機(陸上の乗物用の交流電動機及び直流電動機(その部品を除く。))を除く。), 交流発電機, 直流発電機, 家庭用食器洗浄機, 家庭用電気式ワックス磨き機, 家庭用電気洗濯機, 家庭用電気掃除機, 電気ミキサー」、第8類「電気かみそり及び電気バリカン」、第9類「配電用又は制御用の機械器具, 回転変流機, 調相機, 電池, 電気磁気測定器, 電線及びケーブル, 電気アイロン, 電気式ヘアカー

ラー、電気ブザー、電気通信機械器具、電子応用機械器具及びその部品」、第10類「家庭用電気マッサージ器」、第11類「電球類及び照明用器具、家庭用電熱用品類」、第12類「陸上の乗物用の交流電動機又は直流電動機（その部品を除く。）」及び第21類「電気式歯ブラシ」

PLUS

引用商標 2 :

第7類「起動器、交流電動機及び直流電動機（陸上の乗物用の交流電動機及び直流電動機（その部品を除く。）を除く。）、交流発電機、直流発電機、家庭用食器洗浄機、家庭用電気式ワックス磨き機、家庭用電気洗濯機、家庭用電気掃除機、電気ミキサー、電機ブラシ」、第8類「電気かみそり及び電気バリカン」、第9類「配電用又は制御用の機械器具、回転変流機、調相機、電池、電気磁気測定器、電線及びケーブル、電気アイロン、電気式ヘアカーラー、電気ブザー、電気通信機械器具、電子応用機械器具及びその部品、磁心、抵抗線、電極」、第10類「家庭用電気マッサージ器」、第11類「電球類及び照明用器具、家庭用電熱用品類」、第12類「陸上の乗物用の交流電動機又は直流電動機（その部品を除く。）」、第17類「電気絶縁材料」及び第21類「電気式歯ブラシ」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は、「P l u s - S」の欧文字を標準文字からなるところ、当該文字は、「加えること」（岩波書店「広辞苑 第七版」）を意味する「P l u s」の文字と「S」の文字を「-」を介して同書同大でまとまりよく一体的に表したものである。

そして、これらの文字を一連に表した「P l u s - S」の文字は、辞書等に載録されているものではなく、一種の造語とみるのが相当である。

そして、本願商標の構成中「P l u s」、「-」及び「S」の文字、記号のいずれかが、独立して認識されるとみるべき特段の事情は見いだせず、これに接する取引者、需要者は、殊更いずれかの文字に着目するというよりは、まとまりよく一体的に表された構成全体をもって一体不可分の商標と認識し把握するものとみるのが自然である。

また、本願商標から生じる「プラスエス」の称呼も、格別冗長であるということもできず、よどみなく一連に称呼し得るものである。

そうすると、本願商標は、その構成文字に相応して「プラスエス」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

(2) 引用商標について

引用商標は、いずれも「PLUS」の欧文字からなるところ、当該文字は「加えること」(岩波書店「広辞苑 第七版」)を意味する英単語であるから、これに相応して「プラス」の称呼が生じ、「加えること」の観念が生じるものである。

(3) 本願商標と引用商標との類否について

本願商標と引用商標は、上記(1)及び(2)のとおり構成からなるところ、外観においては、「-S」の文字の有無という顕著な相違があることから、判然と区別し得るものである。

次に、称呼においては、本願商標から生じる「プラスエス」の称呼と、引用商標から生じる「プラス」の称呼は、全体の音数の差異、「エス」の音の有無の差異を有することから、両者は明瞭に聴別できるものである。

そして、観念においては、本願商標からは特定の観念が生じず、引用商標からは「加えること。」の観念が生じるものであるから、観念上、紛れるおそれがないものである。

以上を総合して勘案すると、本願商標と引用商標は、観念において紛れるおそれがなく、外観及び称呼が明確に相違するものであるから、商品及び役務の出所について誤認混同を生じるおそれのない、非類似の商標というのが相当である。

してみれば、本願商標と引用商標は非類似の商標であるから、商品及び役務の類否について判断するまでもなく、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当するものではないから、これを理由として本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「P l u s - S」と引用商標「P L U S」は、観念において紛れるおそれがなく、外観及び称呼が明確に相違するものであるから、商品及び役務の出所について誤認混同を生じるおそれのない非類似の商標というのが相当である、と判断されました。

本願商標の「-S」のように、ハイフン（-）とアルファベット1文字からなる要素については、類否判断の際、他の文字要素から分離される場合と分離されない場合があります。

分離される場合というのは、これが商品の品番、型番、符号などとして一般的に使用されているから、当該部分には識別力が認められないと判断されるケースです。一方、分離されない場合というのは、そのような事情はなく、全体で一体不可分の造語として認識・把握されるものであると判断されるケースです。本審決では、後者のように判断されました。

分離されるかされないかの具体的な判断は、指定商品・指定役務がどのようなものか、どのようなアルファベットであるか、当該アルファベット等から生じる意味合い、指定商品・指定役務とアルファベットの関連性や取引の実情などが考慮されることになるでしょう。

最近の審決では、ハイフン（-）とアルファベット1文字の要素の違いによって非類似となるケースが多い印象を受けますが、本事件のようなケースが必ずしも非類似となるわけではないことには、注意する必要があります。商標調査において、このような違いのある先行商標が発見された場合は、原則的には類似すると認識して対応すべきでしょう。

なお、最近の他の審決例としては、「e-コロナ」と「CORONA」等が非類似とされたものがあります（不服 2020-7949）。

本審決の理屈だと、「P L U S」を商標登録した引用商標権者が本願商標のような他人の商標登録を排除したい場合には、「P L U S - A」、「P L U S - B」、「P L U S - C」・・・を防衛的に登録しておかなければならなくなりそうです。また、仮に第三者が「P l u s - S」以外の「P l u s - O」を出願した場合も、同様に非類似と判断される可能性があり、権利者が異なるこのような態様の登録商標が、多数乱立する事態にもなりかねません。

そうであれば、本事件のようなケースを安易に非類似と判断して良いのかは疑問です。

（弁理士 永露 祥生）

< 2 0 2 1 年 1 月 8 日 >